

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日に当  
るときは、そ  
の翌日)

## 目 次

◇規 則 鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規

則 鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則の一部を改正す  
る規則

◇告 示 生活保護法による医療機関の指定

健康保険法による保険医の登録

解除予定の保安林にする旨の通知

” ”

保安林の指定の解除

土地改良事業変更計画の適否の決定

土地の用途廃止

土地の立入りの許可

” ”

◇教委告示 定例教育委員会の招集

昭和四十二年十一月鳥取県公安委員会告示第四十九号の  
一部改正

昭和四十年十月鳥取県公安委員会告示第二十九号の一部  
改正

◇公 告 毒物劇物取扱者試験の合格者

昭和四十四年三月鳥取県告示第百七十一号中訂正

◇正 誤 昭和四十四年五月三十日付鳥取県公報第四千四十一号登  
載の告示中訂正

## 規 則

鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布  
する。

昭和四十四年六月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県規則第三十一号

鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県農業近代化資金利子補給規則(昭和三十七年二月鳥取県規則第二  
号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

3 法第二条第二項第一号又は第二号に掲げる融資機関が酪農を主たる業  
とする者(以下「酪農家」という。)に対し別表の農業近代化資金の種  
類欄の第四号に掲げる資金のうち乳牛の購入に要する資金を貸し付ける  
場合において、当該資金の貸付けを受ける酪農家の住所地在を管轄する市  
町村又は知事が別に定める団体が当該融資機関に対し当該融資に係る農  
業近代化資金の利子補給金を年二分の割合で交付する場合の利子補給率  
は、第一項の規定にかかわらず、年三分五厘とする。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに  
公布する。

昭和四十四年六月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第三十二号

鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則(昭和四十一年六月鳥取県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。  
別表第一の四の項を次のように改める。

四 肉用種牛の増殖に要する資金	肉用雌育成牛の購入に必要な経費	五年以内	二年以内	五分五厘以内
-----------------	-----------------	------	------	--------

別表第二の四の項中「乳牛集団産地の造成」を「肉用種牛の増殖」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際、現にこの規則による改正前の鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則第三条の規定による利子補給契約に基づき、利子補給について知事の承認の行なわれている農業近代化推進資金については、なお従前の例による。

告 示

鳥取県告示第三百五十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第一百四十四号)第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のように指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条の規定により告示する。

昭和四十四年六月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日	名 称	所 在 地	診 療 科 名	開設者名
昭和四十四年六月一日	山本内科医院	倉吉市宮川町二丁目七六番地	内科、小児科、循環器科、胃腸科	山本 栄

鳥取県告示第三百六十号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和四十四年六月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏 名	住 所	登録の記号及び番号	登 録 年 月 日
川上 伸	鳥取市大榎町一七北垣胃腸科病院医長宿舍	鳥医第一四二六号	昭和四十四年五月十五日
野島 丈夫	倉吉市瀬崎町二七一四の一	鳥医第一四二七号	昭和四十四年五月十五日

鳥取県告示第三百六十一号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十四年六月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字西字塚字北谷南谷七五七の四（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路敷地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第三百六十二号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十四年六月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡佐治村大字中字山王谷、若桜町大字諸鹿字沢川（以上二字国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道敷地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課並びに佐治村役場及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第三百六十三号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十四年六月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡江府町大字御机字瓜菜沢七〇八の七から七〇八の一まで

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路敷地とするため

鳥取県告示第三百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和四十四年六月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除に係る保安林の所在場所

気高郡青谷町大字青谷字浪瀧五二九八の二

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第三百六十五号

昭和四十四年一月六日付けで倉吉市長から申請のあつた土地改良(宕倉地区ほ場整備)事業変更計画について審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第六項において準用する同法第八条第五項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十四年六月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十四年六月六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三百六十六号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十四年五月二十八日から用途廃止した。

昭和四十四年六月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所	面積 (平方メートル)	用途
西伯郡中山町潮音寺字岡ノカフゲ七六番ノ一地先	一一・一七	道路敷

鳥取県告示第三百六十七号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第十一条第二項の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの許可をしたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和四十四年六月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 起業者の名称 中国電力株式会社

二 事業の種類 特別高圧架空送電線路鳥取線の昇圧及び増架

三 立ち入ろうとする土地の区域

鳥取市里仁、大桶、桂見、御熊、高住、良田、松原、大畑

気高郡気高町下光元、上光、二本木、重高、郡家、睦逢

気高郡鹿野町岡木、中園

気高郡青谷町蔵内、山根、早牛、八葉寺、紙屋、楠根、澄水、桑原

東伯郡東郷町川上、方面、別所、小鹿谷、羽衣石、埴見、佐美、国信

倉吉市栗尾、上余戸、下余戸、八屋、伊木、山根

四 立ち入ろうとする期間 昭和四十四年六月六日から

昭和四十五年六月三十日まで

鳥取県告示第三百六十八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第二項の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの許可をしたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和四十四年六月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 起業者の名称 中国電力株式会社

二 事業の種類 特別高圧架空電線路浦富線の支持物変更

三 立ち入ろうとする土地の区域

鳥取市百谷、安畑及び岩美郡福部村八重原

四 立ち入ろうとする期間 昭和四十四年六月六日から

昭和四十四年九月三十日まで

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第九号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和四十四年六月六日

鳥取県教育委員会委員長 君 野 秀 三

一日時 昭和四十四年六月九日 午前十時三十分

二 場所 鳥取市東町 県教育委員会委員室

三 議題 1 教育課程審議会に諮問する事項について

2 教育課程審議会専門委員の任命について

3 社会教育委員の委嘱及び解嘱について

4 その他

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第二十九号

昭和四十二年十一月鳥取県公安委員会告示第四十九号（信号機の設置場所について）の一部を次のように改正し、昭和四十四年六月六日から施行する。

昭和四十四年六月六日

鳥取県公安委員会委員長 澤 住 辰 蔵

表中

十四	米子市西福原四六一番地の四地先 交差点（十字路）	定周期式（一段式） 車両に対する左折可 の表示付設
十四	米子市西福原四六一番四先交差点 （十字路）	定周期式（二段式）

に、を

